

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																															
<p>(1)国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<p>ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進 ○女性国家公務員の採用・登用等の促進</p> <p>①「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。</p>	<p>全府省、 【人事院】</p>	<p>○ 国家公務員採用試験（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種等）の採用者に占める女性の割合</p> <p>新規採用者に占める女性の採用者（割合） （17年度、18年度、19年度、20年度）</p> <table border="1" data-bbox="869 619 1608 836"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験区分</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">20年度</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家Ⅰ種試験等</td> <td>132</td> <td>20.4%</td> <td>134</td> <td>21.1%</td> <td>137</td> <td>21.9%</td> <td>134</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>うち事務系</td> <td>64</td> <td>21.5%</td> <td>66</td> <td>22.4%</td> <td>74</td> <td>25.1%</td> <td>71</td> <td>24.2%</td> </tr> <tr> <td>国家Ⅱ種試験等</td> <td>818</td> <td>25.9%</td> <td>715</td> <td>26.4%</td> <td>506</td> <td>27.8%</td> <td>514</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>うち事務系</td> <td>668</td> <td>28.1%</td> <td>592</td> <td>27.5%</td> <td>418</td> <td>31.3%</td> <td>418</td> <td>28.4%</td> </tr> <tr> <td>国家Ⅲ種試験等</td> <td>503</td> <td>32.8%</td> <td>459</td> <td>35.0%</td> <td>457</td> <td>37.2%</td> <td>472</td> <td>35.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,453</td> <td>27.2%</td> <td>1,308</td> <td>28.1%</td> <td>1,100</td> <td>30.0%</td> <td>1,120</td> <td>28.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p> <p>○ 本省課室長相当職以上に占める女性の割合</p> <table border="1" data-bbox="846 975 1375 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p> <p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を推進。</p> <p>○ 「女性職員の採用・登用拡大推進会議」の開催(人事院 各府省人事課長等で構成)</p> <p>○ 女子学生を対象とした募集活動の実施(人事院) (女子学生セミナー、HPIによる情報提供、募集パンフレットの作成)</p>	試験区分	17年度		18年度		19年度		20年度		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	国家Ⅰ種試験等	132	20.4%	134	21.1%	137	21.9%	134	21.7%	うち事務系	64	21.5%	66	22.4%	74	25.1%	71	24.2%	国家Ⅱ種試験等	818	25.9%	715	26.4%	506	27.8%	514	25.4%	うち事務系	668	28.1%	592	27.5%	418	31.3%	418	28.4%	国家Ⅲ種試験等	503	32.8%	459	35.0%	457	37.2%	472	35.6%	合計	1,453	27.2%	1,308	28.1%	1,100	30.0%	1,120	28.2%		16年度	17年度	18年度	割合(%)	1.6	1.7	1.9
試験区分	17年度		18年度		19年度		20年度																																																																											
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合																																																																										
国家Ⅰ種試験等	132	20.4%	134	21.1%	137	21.9%	134	21.7%																																																																										
うち事務系	64	21.5%	66	22.4%	74	25.1%	71	24.2%																																																																										
国家Ⅱ種試験等	818	25.9%	715	26.4%	506	27.8%	514	25.4%																																																																										
うち事務系	668	28.1%	592	27.5%	418	31.3%	418	28.4%																																																																										
国家Ⅲ種試験等	503	32.8%	459	35.0%	457	37.2%	472	35.6%																																																																										
合計	1,453	27.2%	1,308	28.1%	1,100	30.0%	1,120	28.2%																																																																										
	16年度	17年度	18年度																																																																															
割合(%)	1.6	1.7	1.9																																																																															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>②各府省において、前述の平成15年及び平成16年の男女共同参画推進本部決定並びに人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等を踏まえ、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図るなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。</p> <p>③平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。</p>	<p>全府省</p> <p>全府省</p>	<p>○ 女性職員研修の実施（人事院）</p> <table border="1" data-bbox="902 236 1509 384"> <thead> <tr> <th colspan="5">女性職員研修の実施</th> </tr> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>297</td> <td>320</td> <td>327</td> <td>309</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）において、活躍が期待されているながら女性の参画が遅れていることから、3つの重点分野のうちの1つとして、取組を推進することを決定。（内閣府）</p> <p>○ 「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）において、政府全体における女性職員の登用に関し、「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とする」との目標を定めるとともに、各府省においても、「女性職員の採用・登用拡大計画」等を改定し、具体的な目標値を設定。（内閣府）</p> <p>○ 男女共同参画局長が、各府省の官房長を訪問し、女性職員の登用の促進について協力要請を実施。（内閣府）</p> <p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を推進。（1(1)ア①に前掲）</p> <p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を推進。（1(1)ア①に前掲）</p>	女性職員研修の実施						17年度	18年度	19年度	20年度	実施回数	9	9	9	8	参加人数	297	320	327	309
女性職員研修の実施																							
	17年度	18年度	19年度	20年度																			
実施回数	9	9	9	8																			
参加人数	297	320	327	309																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。</p> <p>⑤前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。</p> <p>⑥女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。</p>	<p>全府省</p> <p>総務省</p> <p>全府省、 【人事院】</p>	<p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大について取組を進めるとともに、これまで女性職員が配置されなかった部署にも女性職員を配置するよう努めるなど、女性職員に対する支援を推進。</p> <p>○ 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップ調査の実施、公表。（総務省 平成17年10月 18年10月 19年10月、20年10月）</p> <p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を推進。（1(1)ア①に前掲）</p> <p>○ 国家公務員中途採用者選考試験を実施。（人事院） （子育ての一段落した女性なども対象）</p> <p>○ 「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）において、政府全体における女性職員の登用に関し、「本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とする」との目標を定めるとともに、各府省においても、「女性職員の採用・登用拡大計画」等を改定し、具体的な目標値を設定。（1(1)ア①に前掲）（内閣府）。</p> <p>○ 平成21年2月、仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備の一環として、本省内に託児所を設置すべく手続き等を開始。（国土交通省）</p> <p>○ 平成19年4月、勤務時間が不規則になることが多い等、自衛隊の特性に対応できる庁内託児施設を三宿駐屯地（東京都世田谷区）に開設し、平成21年4月には熊本駐屯地（熊本県熊本市）にも開設。（防衛省）</p> <p>○ 平成19年9月、育児休業を請求した職員の業務を処理するため、代替要員として任期を定めて職員を採用する制度（任期付採用）を自衛官にも導入。（防衛省）</p> <p>○ 平成20年7月、防衛省における男女共同参画の推進に全省的に取り組むため、男女共同参画推進企画室を新設。（防衛省）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑦人事院において、メンター(先輩の助言者)の導入に関する検討を行う。</p> <p>○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p> <p>⑧常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。</p> <p>⑨職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。</p>	<p>【人事院】</p> <p>総務省、【人事院】</p> <p>全府省</p>	<p>○メンター養成研修の実施(人事院) 18年度 16回実施 720名参加 19年度 13回実施 624名参加 20年度 13回実施 688名参加</p> <p>○常勤の職員に対し、育児のための短時間勤務を認める制度を導入する等の「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」を平成19年8月1日に施行。(総務省)</p> <p>○平成18年8月に、仕事と育児を両立することができるよう育児のための短時間勤務制度の導入等のため国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう国会及び内閣に対して意見の申出を行った。(人事院)</p> <p>○超過勤務縮減に向け、全省庁一斉定時退庁日を設けるとともに、各府省独自の定時退庁日を設定し、職員に周知するなど、取組を推進。</p> <p>○「超過勤務の縮減に関する指針」を改訂し、超過勤務の上限の目安がなかった他律的な業務の比重の高い部署について、新たに「1年につき720時間」をその当面の目安として設けること等を定めた。(人事院・平成20年度)</p> <p>○独自の超過勤務縮減キャンペーンの実施、計画表を活用した年次休暇の計画的取得促進、遅出勤務の活用等について、官房長通達の発出、各種会議における指示等により推進。(警察庁)</p> <p>○機会を捉え管理職員に対する指導等を実施。(総務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																								
	<p>⑩育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。(平成16年度0.9%)</p>	<p>全府省</p>	<p>平成19年度の各府省等の職員の育児休業の取得率</p> <table border="1" data-bbox="936 256 1541 919"> <thead> <tr> <th>府省等名</th> <th>全職員</th> <th>女性職員</th> <th>男性職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内閣官房</td><td>0.0%</td><td>—</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>内閣法制局</td><td>0.0%</td><td>—</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>人事院</td><td>50.0%</td><td>100.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>22.8%</td><td>100.0%</td><td>5.3%</td></tr> <tr><td>宮内庁</td><td>7.7%</td><td>100.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公正取引委員会</td><td>19.4%</td><td>100.0%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>国家公安委員会 (警察庁)</td><td>10.0%</td><td>100.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>4.7%</td><td>66.7%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>総務省</td><td>31.8%</td><td>97.0%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>17.7%</td><td>99.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>外務省</td><td>15.2%</td><td>88.9%</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td>財務省</td><td>23.6%</td><td>101.2%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>文部科学省</td><td>33.3%</td><td>135.7%</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>37.7%</td><td>93.5%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>農林水産省</td><td>21.7%</td><td>94.2%</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>26.8%</td><td>101.7%</td><td>3.2%</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>13.1%</td><td>104.5%</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>環境省</td><td>16.2%</td><td>100.0%</td><td>6.1%</td></tr> <tr><td>防衛省</td><td>7.5%</td><td>91.6%</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>会計検査院</td><td>30.8%</td><td>109.1%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14.5%</td><td>96.5%</td><td>0.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省において、育児休業制度等各制度について職員に周知し、理解を促進。 ○ 育児休業等(仕事と家庭の両立支援)制度について、パンフレットを作成し職員へ配布(平成18年)、管理者等向けには手引書を作成し配布(平成18年)するとともに、制度の周知のため省内LAN(掲示板)に掲載(平成17年～)。(農林水産省) ○ 小冊子「子育て支援ハンドブック」を防衛省内に配付し、その内容をHPに掲載。(防衛省) 	府省等名	全職員	女性職員	男性職員	内閣官房	0.0%	—	0.0%	内閣法制局	0.0%	—	0.0%	人事院	50.0%	100.0%	0.0%	内閣府	22.8%	100.0%	5.3%	宮内庁	7.7%	100.0%	0.0%	公正取引委員会	19.4%	100.0%	3.8%	国家公安委員会 (警察庁)	10.0%	100.0%	0.0%	金融庁	4.7%	66.7%	0.0%	総務省	31.8%	97.0%	2.7%	法務省	17.7%	99.0%	1.0%	外務省	15.2%	88.9%	1.5%	財務省	23.6%	101.2%	1.4%	文部科学省	33.3%	135.7%	4.1%	厚生労働省	37.7%	93.5%	2.1%	農林水産省	21.7%	94.2%	2.6%	経済産業省	26.8%	101.7%	3.2%	国土交通省	13.1%	104.5%	0.6%	環境省	16.2%	100.0%	6.1%	防衛省	7.5%	91.6%	0.1%	会計検査院	30.8%	109.1%	0.0%	合計	14.5%	96.5%	0.7%
府省等名	全職員	女性職員	男性職員																																																																																								
内閣官房	0.0%	—	0.0%																																																																																								
内閣法制局	0.0%	—	0.0%																																																																																								
人事院	50.0%	100.0%	0.0%																																																																																								
内閣府	22.8%	100.0%	5.3%																																																																																								
宮内庁	7.7%	100.0%	0.0%																																																																																								
公正取引委員会	19.4%	100.0%	3.8%																																																																																								
国家公安委員会 (警察庁)	10.0%	100.0%	0.0%																																																																																								
金融庁	4.7%	66.7%	0.0%																																																																																								
総務省	31.8%	97.0%	2.7%																																																																																								
法務省	17.7%	99.0%	1.0%																																																																																								
外務省	15.2%	88.9%	1.5%																																																																																								
財務省	23.6%	101.2%	1.4%																																																																																								
文部科学省	33.3%	135.7%	4.1%																																																																																								
厚生労働省	37.7%	93.5%	2.1%																																																																																								
農林水産省	21.7%	94.2%	2.6%																																																																																								
経済産業省	26.8%	101.7%	3.2%																																																																																								
国土交通省	13.1%	104.5%	0.6%																																																																																								
環境省	16.2%	100.0%	6.1%																																																																																								
防衛省	7.5%	91.6%	0.1%																																																																																								
会計検査院	30.8%	109.1%	0.0%																																																																																								
合計	14.5%	96.5%	0.7%																																																																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等										
	<p>⑪国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。</p> <p>イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進</p> <p>○国の審議会等委員への女性の参画状況の定期的な把握等による目標達成に向けての取組</p> <p>①国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。</p>	<p>全府省</p> <p>内閣府</p>	<p>○テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議において、平成19年5月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」が取りまとめられ、総務省では、平成18年10月から育児・介護に携わる職員を対象にテレワークを本格導入した。また、平成19年5月からは、本省(中央合同庁舎2号館)に勤務する全職員を対象を拡大して実施中。(総務省)</p> <p>○男女共同参画推進本部において、国の審議会等委員への女性の参画の拡大に関する目標を決定。(平成18年4月 内閣府) ※「審議会等の委員については、平成32(西暦2020)年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。」</p> <p style="text-align: center;">国の審議会等委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>30.9</td> <td>31.3</td> <td>32.3</td> <td>32.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>女性がいない審議会等数 20年9月末現在 111審議会中2審議会出所)内閣府調べ</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	割合(%)	30.9	31.3	32.3	32.4
	17年度	18年度	19年度	20年度									
割合(%)	30.9	31.3	32.3	32.4									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																															
	<p>②各審議会等の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取り組を進める。</p> <p>③専門的知識・技術を有する女性を発掘、育成すること、幅広い専門分野から女性を登用すること、受益者や消費者という立場から女性を登用すること、公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。</p> <p>④審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。</p> <p>○団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進</p>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p>	<p>○「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施、公表。(内閣府)</p> <p>○「審議会等女性委員名簿」を作成し、各府省等に配布することにより、審議会等への女性の参画を促進。(内閣府)</p> <p>「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」において審議会等における委員等の公募の状況について調査。(内閣府 平成18～20年9月)</p> <p>※平成12年度以降、平成20年9月末までに公募実績のある審議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会(内閣府) ・食料・農業・農村政策審議会(農林水産省) ・農林物資規格調査会(農林水産省) ・林政審議会(農林水産省) ・水産政策審議会(農林水産省) <table border="1" data-bbox="869 842 1989 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府省名</th> <th rowspan="2">審議会等名</th> <th rowspan="2">募集対象</th> <th rowspan="2">募集人員数</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th colspan="2">採用者数</th> <th rowspan="2">募集期間</th> </tr> <tr> <th>女性</th> <th></th> <th>女性</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>食品安全委員会</td> <td>専門委員</td> <td>若干名</td> <td>40</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>H19. 7. 2～H19. 8. 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">農林水産省</td> <td rowspan="5">食料・農業・農村政策審議会</td> <td>委員</td> <td>3</td> <td>133</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>H12. 11. 17～H12. 12. 4</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>235</td> <td>60</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>H14. 10. 8～H14. 11. 15</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>231</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>H17. 4. 26～H17. 6. 7</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>4</td> <td>28</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>H17. 6. 1～H17. 6. 30</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>73</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>H19. 5. 4～H19. 6. 11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林物資規格調査会</td> <td>委員</td> <td>1</td> <td>42</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>H14. 10. 1～H14. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>2</td> <td>32</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>H16. 9. 27～H16. 10. 26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林政審議会</td> <td>専門委員</td> <td>1</td> <td>47</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>H18. 10. 2～H18. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>H18. 10. 25～H18. 11. 24</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水産政策審議会</td> <td>委員</td> <td>4</td> <td>74</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>H15. 2. 17～H15. 4. 11</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>H19. 4. 15～H19. 5. 18</td> </tr> </tbody> </table>	府省名	審議会等名	募集対象	募集人員数	応募者数		採用者数		募集期間	女性		女性		内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19. 7. 2～H19. 8. 10	農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12. 11. 17～H12. 12. 4	委員	4	235	60	4	2	H14. 10. 8～H14. 11. 15	委員	3	231	63	3	1	H17. 4. 26～H17. 6. 7	臨時委員	4	28	4	4	0	H17. 6. 1～H17. 6. 30	委員	2	73	20	2	1	H19. 5. 4～H19. 6. 11	農林物資規格調査会	委員	1	42	23	1	1	H14. 10. 1～H14. 10. 31	専門委員	1			1	1		専門委員	2	32	17	2	2	H16. 9. 27～H16. 10. 26	林政審議会	専門委員	1	47	27	1	1	H18. 10. 2～H18. 10. 31	委員	2	23	7	2	2	H18. 10. 25～H18. 11. 24	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15. 2. 17～H15. 4. 11	委員	3	14	1	3	0	H19. 4. 15～H19. 5. 18
府省名	審議会等名	募集対象	募集人員数					応募者数		採用者数			募集期間																																																																																																					
				女性		女性																																																																																																												
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19. 7. 2～H19. 8. 10																																																																																																										
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12. 11. 17～H12. 12. 4																																																																																																										
		委員	4	235	60	4	2	H14. 10. 8～H14. 11. 15																																																																																																										
		委員	3	231	63	3	1	H17. 4. 26～H17. 6. 7																																																																																																										
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17. 6. 1～H17. 6. 30																																																																																																										
		委員	2	73	20	2	1	H19. 5. 4～H19. 6. 11																																																																																																										
	農林物資規格調査会	委員	1	42	23	1	1	H14. 10. 1～H14. 10. 31																																																																																																										
		専門委員	1			1	1																																																																																																											
		専門委員	2	32	17	2	2	H16. 9. 27～H16. 10. 26																																																																																																										
	林政審議会	専門委員	1	47	27	1	1	H18. 10. 2～H18. 10. 31																																																																																																										
		委員	2	23	7	2	2	H18. 10. 25～H18. 11. 24																																																																																																										
水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15. 2. 17～H15. 4. 11																																																																																																											
	委員	3	14	1	3	0	H19. 4. 15～H19. 5. 18																																																																																																											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>⑤団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求める。また、団体からの委員の推薦に当たっては、格段の協力を要請する。この場合、女性団体からの推薦を求めることについても考慮する必要がある。また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を推進する。</p> <p>⑥職務指定委員については、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。</p> <p>○その他の委員等への女性の参画を促進するための取組</p> <p>⑦法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等について、男女共同参画を促進する。</p>	<p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p>	<p>団体推薦委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="887 272 1727 355"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>13.8</td> <td>17.5</td> <td>22.4</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)内閣府調べ</p> <p>職務指定委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="880 799 1664 882"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3.8</td> <td>3.6</td> <td>4.6</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)内閣府調べ</p> <p>○法律に基づいて任命等される委員や各種モニター等について、女性の割合が高まるよう取組を実施。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	割合(%)	13.8	17.5	22.4	25.3		17年度	18年度	19年度	20年度	割合(%)	3.8	3.6	4.6	4.3
	17年度	18年度	19年度	20年度																			
割合(%)	13.8	17.5	22.4	25.3																			
	17年度	18年度	19年度	20年度																			
割合(%)	3.8	3.6	4.6	4.3																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑧日本学術会議においては、女性の会員比率が、自ら掲げた10%の目標を大きく上回る20%となった(平成17年10月1日現在)が、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努める。</p>	<p>内閣府 (学術会議)</p>	<p>○女性の会員比率は20.5%、女性の連携会員比率は12.5%(内閣府 平成20年10月1日現在)</p>
<p>(2)地方公共団体等における取組の支援、協力要請</p>	<p>ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等</p> <p>○女性地方公務員の採用・登用等に関する要請</p> <p>①「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう要請する。その取組において、計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行うとともに、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。</p> <p>○地方公共団体への情報提供等</p>	<p>内閣府、 総務省</p>	<p>○都道府県知事・政令市長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請。(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○男女共同参画宣言都市等宣言都市奨励事業の採択の際に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、積極的に取り組むよう、要請。(内閣府)</p> <p>○地方公共団体に対し、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」(18年9月)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律について」(18年6月)、「男女共同参画基本計画(第2次)について」(18年1月)、「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針(平成17年12月20日付け人事院事務総長通知)について」(17年12月)等を発出し、女性地方公務員の採用、登用の拡大等を要請。(総務省)</p> <p>○全国都道府県総務部長会議、全国人事委員会事務局長会議等において、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等を要請。(総務省 平成13年～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。</p> <p>○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮</p> <p>③国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。</p> <p>○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p> <p>④「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇(時間単位のものも含む。)等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。(平成16年度0.5%)</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>全府省</p> <p>総務省</p>	<p>○ 地方公務員における女性の採用・登用等に関する事例集の作成。(内閣府 平成21年)</p> <p>○ 「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況調査」を実施し、都道府県・政令指定都市、市町村の職員における女性登用比率を毎年調査し、公表している。(内閣府)</p> <p>○ 地方公共団体に対し、各地方公共団体における具体的な取組事例等について、公務員部で編集している「地方公務員月報」において「男女協働の職場づくり」に関する記事を連載する等の情報提供。(総務省 平成15年～)</p> <p>○ 男女共同参画に関する「基礎研修」(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 男女共同参画に関する「政策研修」(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく小学校就学の始期に達するまで長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう育児短時間勤務制度を導入。(総務省 平成19年8月)</p> <p>○ 全国都道府県総務部長会議、全国人事委員会事務局長会議、勤務時間・休暇等に関する各地方公共団体に対するヒアリング等の場において、 ・育児短時間勤務制度の導入を要請 ・育児休業、育児のための部分休業、男性職員の育児参加のための休暇等育児にかかる諸制度の導入要請及び取得しやすい環境の整備を要請 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の制度等の導入について要請(総務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																
	<p>イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援</p> <p>○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援</p> <p>①各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 地方公共団体に対し、実際に育児休業を取得した男性職員の体験談を紹介する等の情報提供。なお、男性の育児休業の取得率は次のとおり(総務省)</p> <p style="text-align: center;">男性の育児休業取得率 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="864 395 1720 549"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>育児休業対象職員数</th> <th>うち育児休業取得者数</th> <th>取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>46,928</td> <td>277</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>47,859</td> <td>347</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>46,449</td> <td>367</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 審議会等女性委員名簿を毎年送付。(内閣府)</p> <p>○ 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(毎年実施)において、審議会等委員への女性登用状況について調査・情報提供を実施。(内閣府) 【法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率】(平成20年度) 都道府県 : 27.7% 政令指定都市 : 28.3% 市区 : 26.2% 町村 : 22.6%</p>	年度	育児休業対象職員数	うち育児休業取得者数	取得率	17	46,928	277	0.6%	18	47,859	347	0.7%	19	46,449	367	0.8%
年度	育児休業対象職員数	うち育児休業取得者数	取得率																
17	46,928	277	0.6%																
18	47,859	347	0.7%																
19	46,449	367	0.8%																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>②職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。</p> <p>○市町村への取組の普及</p> <p>③市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。</p> <p>④男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画会議において、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の職務指定について実施状況を監視し、①職務指定のあり方の検討②都道府県・政令指定都市に対する助言・支援③人材育成に係る施策の推進について、積極的な取組等を求める意見決定。(平成18年10月31日男女共同参画会議決定)。また、平成19年6月19日その後の実施状況についてのフォローアップを行い監視・影響調査専門調査会に報告。 (参考)法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率の推移</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1" data-bbox="958 371 1541 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>26.2</td> <td>27.1</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>27.5</td> <td>27.3</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>24.2</td> <td>23.6</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>19.1</td> <td>18.4</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出所)内閣府調</p> <p>○ 男女共同参画行政担当ブロック会議の開催(平成12年度～ 毎年度全国6箇所 内閣府)</p> <p>○ 各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請。(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○ 各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請。(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○ 宣言都市奨励事業の採択の際に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、積極的に取り組むよう、要請。(内閣府)</p>		18年度	19年度	20年度	都道府県	26.2	27.1	27.7	政令指定都市	27.5	27.3	28.3	市区	24.2	23.6	26.2	町村	19.1	18.4	22.6
	18年度	19年度	20年度																				
都道府県	26.2	27.1	27.7																				
政令指定都市	27.5	27.3	28.3																				
市区	24.2	23.6	26.2																				
町村	19.1	18.4	22.6																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(3)企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援</p>	<p>○社会的気運の醸成</p> <p>①あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。</p>	<p>全府省</p>	<p>○ 各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請。(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○ 男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るための「男女共同参画推進連携会議」において、国民的な取組を推進している。(内閣府 平成8年度～)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、「キャリア形成支援事業」として、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策等について調査研究を実施するとともに、女性が様々な学習や活動等の成果を活かして男性と共に地域社会の方針決定の場へ参画するための資質や能力の向上を図るモデル事業を行い、その成果の普及を図る。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館で、女性一人ひとりが置かれた状況に応じて、柔軟にキャリア設計したり学習したり、起業、NPOなどの地域活動にチャレンジできるように、女性関連施設等のキャリア形成支援者等を対象に「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館で、女性の生涯にわたるキャリア形成を支援するため、再チャレンジを含む女性のキャリア支援に必要な学習内容・学習方法を調査研究する「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」を実施。(文部科学省 平成18年度～19年度)</p> <p>○ 企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催(厚生労働省 平成13年度～)</p> <p>【ポジティブ・アクション取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクション取組企業割合 平成18年度 20.7%(「女性雇用管理基本調査」より) ・機会均等推進責任者を選任している事業所のうちポジティブ・アクションに取り組む事業所割合 平成20年度 93.4% 平成19年度 94.3% 平成18年度 97.2%(厚労省の調べによる) <p>※「機会均等推進責任者」選任数 68,969人(平成20年度) 機会均等推進責任者は、事業所で男女雇用機会均等法等の遵守のために必要な措置の検討・実施や、ポジティブ・アクションの推進の方策の検討等を行う</p> <p>【役職者に占める女性の割合】 平成20年 8.5% 平成19年 8.2% 平成18年 7.3%(「賃金構造基本統計調査」より)</p> <p>○ 交流会やシンポジウムの開催等を通じ、農山漁村における女性の参画促進に向けた気運の醸成を図るとともに、関係団体等に協力を要請。(農林水産省)</p> <p>○ 補助事業の採択等に当たってのクロスコンプライアンスの導入・拡大等を通じ、地域段階での女性の参画促進を支援。(農林水産省 平成17年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。</p>	<p>全府省</p>	<p>○ 企業におけるポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイト(「ポジティブ・アクション応援サイト」)の設置 (厚生労働省 平成19年度～) 【掲載企業数】 474社(平成21年6月25日現在) ・平成20年度 454社 ・平成19年度 278社</p> <p>○ 「女性の参画加速プログラム」を踏まえ、都道府県、関係機関、農林漁業者団体に対し、女性理事等の登用目標の設定及び女性の参画促進について要請(農林水産省 平成20年～)</p> <p>○ 市町村段階における農林水産分野での女性の参画目標の設定を推進(農林水産省 平成17年度～)。平成20年度からは内閣府と連携し、ブロック担当者会議において都道府県担当者に周知。</p> <p>(参考)市町村段階における農山漁村・農林水産業に関する女性の参画目標の設定状況調査 平成17年度 16.9% 平成18年度 28.5% 平成19年度 32.3%</p>
	<p>③積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 公契約分野におけるポジティブ・アクションに関する事例調査を実施、調査結果を公表(内閣府 平成19年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	<p>○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請</p> <p>④独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。</p> <p>○大学への協力要請等</p> <p>⑤学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参画を促進するよう協力を要請する。</p>	<p>全府省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人等における女性参画状況調査結果を公表(内閣府 平成19年4月。平成21年度にも実施予定)((4)④に再掲)</p> <p>独立行政法人等における役員、管理職及び職員に占める女性の割合(平成18年4月)</p> <table border="1" data-bbox="1064 491 1554 624"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>常勤職員</td> <td>36.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請。(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)において、活躍が期待されているながら女性の参画が遅れていることから、3つの重点分野のうちの1つとして、取組を推進することを決定。(内閣府)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館は、日本学術会議「科学と社会委員会 科学力増進分科会」、男女共同参画学協会連絡会との共催で、文部科学省受託事業として、科学技術分野への進路選択を支援することを目的に、「女子高校生夏の学校」(平成18年度～平成19年度)、「女子中高生夏の学校」(平成20年度)を開催。(文部科学省)</p>		平成18年4月	役員	2.6%	管理職	13.7%	常勤職員	36.2%
	平成18年4月										
役員	2.6%										
管理職	13.7%										
常勤職員	36.2%										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑥国公立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。</p> <p>⑦国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。(平成10年度6.6%)</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)①に前掲)</p> <p>○女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費)」により、大学等において研究環境の整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援。(平成18年度～ 文部科学省)</p> <p>○「女性研究者養成システム改革加速(科学技術振興調整費)」により、特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する取組を支援。(平成21年度～ 文部科学省)</p> <p>○女性研究者の活躍を拡大するための環境整備についても意見具申している「科学技術の振興及び成果の社会還元に向けた制度改革について」(総合科学技術会議決定)について、平成19年1月に、全国公私立大学に対して事務連絡及び冊子を送付し、大学における女性研究者の参画を促進するよう協力を要請。(文部科学省)</p> <p>○2000年5月に報告書を策定して以来、2001年(7.6%)、2003年(8.0%)、2005年(9.3%)、2007年(11.4%)、2008年(11.8%)に国立大学法人へ調査を行っており、女性教員の割合は向上。(文部科学省)</p> <p>○「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領(平成16年10月25日国立大学法人評価委員会決定、平成21年1月28日一部改正)」及び「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領(平成19年4月6日国立大学法人評価委員会決定、平成21年6月24日一部改正)」に、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項に関する観点として「男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。」を新たに追加し、国立大学法人評価において積極的に評価することを明確にした。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑧独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目に女性教員の割合向上のための取組を盛り込むことを促す。</p> <p>⑨日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会(常置の委員会)を設置し、科学者による組織・団体等における男女共同参画の推進について提言や意識啓発等を行う。</p>	<p>文部科学省</p> <p>内閣府</p>	<p>○平成19年度以降の認証評価の実施にあたり、「大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか」という観点項目において、「性別のバランスへの配慮」についても確認している。(文部科学省)</p> <p>○科学者委員会に男女共同参画分科会を設置して学術分野の各取組を調査するとともに、公開講演会等を共催して意識啓発に務めた。平成19年6月に全国の国公私立大学に対してアンケート調査を実施し、同年7月には報告書「学術分野における男女共同参画の取組と課題」を公表。平成20年7月には提言「学術分野における男女共同参画促進のために」を公表し、同提言を基に、平成21年3月に日本学術会議主催公開講演会を開催。(内閣府)</p>
<p>(4)調査の実施及び情報・資料の収集、提供</p>	<p>ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p> <p>○政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p> <p>①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の効果的な普及に努める。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○公契約分野におけるポジティブ・アクションに関する事例調査を実施、調査結果を公表(内閣府 平成19年度)</p> <p>○諸外国における専門職への女性の参画に関する調査を実施予定(内閣府 平成21年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標達成に向けて計画的に取組を進める。</p> <p>③政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表する。</p> <p>○女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施</p> <p>④様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的に調査を行い、情報を提供する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○「2020年30%」の目標のフォローアップを公表(内閣府 平成19、20年9月)</p> <p>○ 男女共同参画会議において、「2020年30%」の目標における指導的地位の範囲を明らかにし、各分野における女性の参画状況について、毎年フォローアップを行うことを決定。(平成19年2月)</p> <p>○ 諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査を実施、調査結果報告書の作成・配布(内閣府 平成19、20年度)</p> <p>○「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年取りまとめ公表。(内閣府)</p> <p>○ 独立行政法人等における女性参画状況調査結果を公表(内閣府 平成19年4月。平成21年度にも実施予定)((3)④に再掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等						
	<p>イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成</p> <p>○女性の人材に関するデータベースの充実</p> <p>①女性の人材に関する情報提供について、個人情報の保護に配慮しつつ、より広い範囲で利用可能なシステムの構築を検討する。</p> <p>○女性リーダーの育成</p> <p>②政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材の発掘・育成を図る。</p> <p>③地方公共団体やNGOが行う女性リーダーの育成について支援を行う。</p> <p>ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○平成11年度から、国の審議会等の女性委員の人材情報を把握し、情報ネットワークを通じて各府省等に情報提供(女性人材データベース:霞が関WANを通じて、各省庁の審議会担当者の端末より常時検索可能。(内閣府))</p> <p style="text-align: center;"><登録情報> (人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,050</td> <td style="text-align: center;">2,080</td> <td style="text-align: center;">2,307</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業で活躍する管理職女性の生の声を、座談会や個別の体験談等の形で収録した「企業社会で輝く女性たち～しなやかに生きる管理職女性の素顔」を、特定非営利活動法人ジャパン・ウイメンズ・イニシアティブ・ネットワークの協力を得ながら作成。(内閣府 平成19年3月)</p> <p>○男女共同参画ヤングリーダー会議の開催。(内閣府 平成10年度～)</p>	18年度末	19年度末	20年度末	2,050	2,080	2,307
18年度末	19年度末	20年度末							
2,050	2,080	2,307							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>○政策・方針決定過程の透明性の確保</p> <p>①政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開法制及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民等に対し案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が一層活用されるよう努める。</p> <p>②国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。</p>	<p>全府省</p> <p>総務省</p>	<p>○「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年)の運用</p> <p>○「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年)の運用</p> <p>○「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年)の運用</p> <p>○公職選挙法第6条に基づき、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認められる事項を選挙人に周知。(総務省)</p> <table border="1" data-bbox="846 715 1523 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年参院選</th> <th>15年衆院選</th> <th>16年参院選</th> <th>17年衆院選</th> <th>19年参院選</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票率</td> <td>56.44%</td> <td>59.86%</td> <td>56.57%</td> <td>67.51%</td> <td>58.64%</td> </tr> </tbody> </table>		13年参院選	15年衆院選	16年参院選	17年衆院選	19年参院選	投票率	56.44%	59.86%	56.57%	67.51%	58.64%
	13年参院選	15年衆院選	16年参院選	17年衆院選	19年参院選										
投票率	56.44%	59.86%	56.57%	67.51%	58.64%										